

地域・職域連携の推進について

佐賀県 健康福祉政策課

1

佐賀県健康プラン推進審議会の役割と体制

役割

- ・「佐賀県健康プラン」を総合的、効果的に推進するための審議
 ※具体的な検討を行うため、専門的組織を設置し、協議検討
- ・県内の地域（保健）・職域（保健）の連携を図るための協議及び情報共有

体制

佐賀県健康プラン推進審議会

2次医療圏（保健所）単位
地域・職域連携推進協議会

地域の地域・職域連携強化及び地域の健康課題解決と、
連携事業等に関する協議
※運営等については、各保健福祉事務所で定めている
事務局：保健福祉事務所

健康づくり専門部会

部会長：佐賀県医師会（常任理事）
 構成員：医師会、大学（佐賀大学、西九州大学）、市町、保健福祉事務所等（7名）
 事務局：健康福祉政策課
 ※必要に応じ開催

歯科保健専門部会 （佐賀県口腔保健支援センター事業委員会）

部会長（委員長）：口腔保健支援センター長（健康福祉政策課長）
 構成員：大学、医療保健、行政、福祉、教育関係者（12名）
 事務局：健康福祉政策課
 ※年1回程度開催

2

佐賀県健康プランにおける目標

社会環境の質の向上

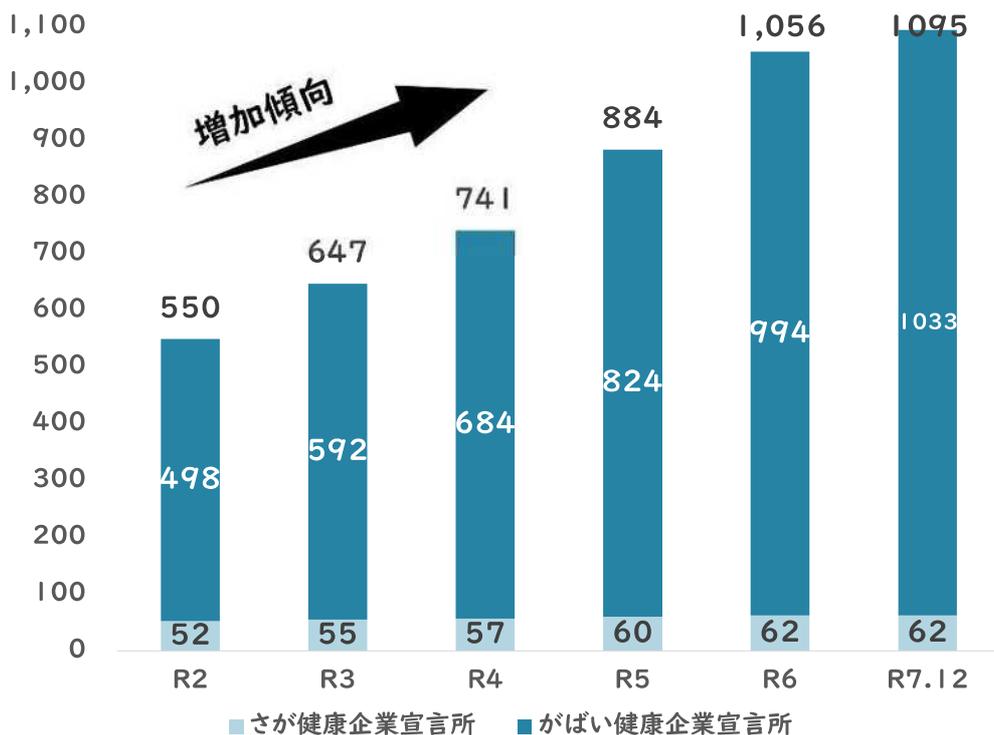
誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

<p>目標達成</p> <p>1</p> <p>県と共同して県民の健康づくりに取り組む 企業団体等の増加 (さが健康維新県民運動サポート企業等)</p>	<p>ベースライン値:26企業 最終目標値:増加傾向 R7.12月末時点登録数:36企業</p>
<p>目標達成</p> <p>2</p> <p>健康経営に取り組む事業所の増加</p>	<p>ベースライン値:769事業所 最終目標値:1,000事業所 R7.12月末時点登録数:1,095事業所</p> <p>➡ スライド4ページ</p>
<p>3</p> <p>健康経営に取り組む事業所のうち 優良企業事業所の占める割合の増加</p>	<p>ベースライン値:54.2% 最終目標値:60% R7.12月末時点:51%</p> <p>➡ スライド5ページ</p>

県内の健康経営に取り組む事業所

1. 健康企業宣言事業所

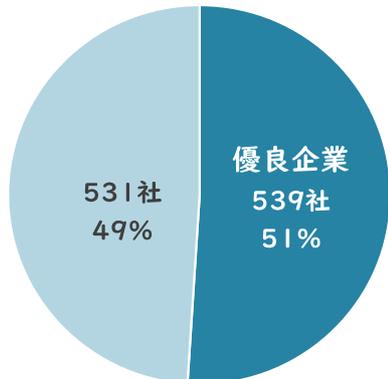
健康経営に取り組む事業所数の年次推移



県内の健康経営に取り組む事業所

2. 県内優良認定企業（事業所）の状況

優良認定企業数とその割合（2025年度）



「さが健康企業宣言」事業所または「がばい健康企業宣言」事業所のうち、優れた取り組み※を行った企業を優良認定企業（事業所）として認定する。

※1年間の健康づくりの取組内容について、実施結果レポートを提出してもらい、必須項目および選択項目の過半数を満たすこと。

きらりと輝く取組を実践

「実施結果レポート」を活用しながら社内の健康づくりを

○次の4項目は必須項目です！

1 定期健診(健診) 受診	受診率100%を達成！はじめの一步は定期健診です！！
2 健診結果データ提供	40歳以上従業員健診結果のデータを保険者へ！（義務）
3 特定保健指導の支援	対象となった従業員が特定保健指導を受けるための支援対策を！（初回面談実施状況の確認、呼びかけ）
4 受動喫煙防止対策	敷地内禁煙、屋内禁煙の実施（喫煙室設置の場合は基準を満たす必要があります）

○選択項目10つ以上図が付きませんか？

がん検診の受診勧奨（例：がん検診の一部費用負担、社内広報誌での呼びかけ）	<input type="checkbox"/>	従業員の家族への健診受診勧奨（例：パンフレットを配布）	<input type="checkbox"/>
再検査等が必要な人への受診勧奨（例：事業主からの声かけ、SNS活用）	<input type="checkbox"/>	健診の結果による治療が必要な従業員への受診勧奨	<input type="checkbox"/>
職場の健康づくり担当者の設置	<input type="checkbox"/>	健康に関する情報提供【例：研修会開催（保健福祉事務所より取組支援交付金）】	<input type="checkbox"/>
従業員健診の活用（例：環境美化活動）	<input type="checkbox"/>	仕事と家庭の両立に向けた環境整備（例：社内年休取得目標の提示）	<input type="checkbox"/>
病気治療と仕事の両立支援（例：職場復帰直後のメンター制度の導入）	<input type="checkbox"/>	健康保持増進、過重労働防止計画の策定（例：社内健康プラン策定）	<input type="checkbox"/>
感染症予防に向けた取り組み（例：出勤時チェック表の記入）	<input type="checkbox"/>	長時間労働者への対応に関する取り組み（例：事業主との相談）	<input type="checkbox"/>
めがねの相談窓口の設置、窓口の周知（例：ガスター提示、SNS活用）	<input type="checkbox"/>	ストレスチェック制度の実施	<input type="checkbox"/>
運動機会の増進に向けた取り組み（例：SAGATOCO、ラジオ体操の実施）	<input type="checkbox"/>	食生活改善に向けた取り組み（例：社内食生活改善たっぴりメニュー提供）	<input type="checkbox"/>
面と口の健康に関する取り組み（例：セミナーの実施、チラシ配布）	<input type="checkbox"/>	喫煙者減少に向けた取り組みの実施（例：禁煙外来費用補助、禁煙プログラム）	<input type="checkbox"/>

STEP1 4つの必須項目と選択項目10つ以上を満たすと「さが健康企業宣言優良企業」として認定されます

STEP2 さらにこの中から「きらりと輝く健康づくりの取組」を行っている企業は「佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」の和事表彰が受けられます

地域・職域連携の取組

3. さが健康維新県民会議2025の開催

【日時】 令和7年9月2日（火）14:00～16:00

【場所】 ホテルマリターレ創世佐賀4階 グランデピアツツァ

【内容】 ・知事メッセージ

（一部抜粋） ・各種測定会ブース（野菜摂取量、歩行姿勢測定）

・講演会

①OraDia代表 竹内里奈氏（歯科衛生士）

「口腔健康管理で支える“生きる力”—4LIFEを守る健口維新—」

②（株）くまもと健康支援研究所 代表取締役 松尾洋氏

「健康経営」を組織の力に～生産性向上と社員エンゲージメントの鍵～

・佐賀さいこう表彰（健康経営部門）表彰状授与、健康経営事業所の取組紹介



地域・職域連携の取組

4. 令和7年度 佐賀さいこう表彰(健康経営部門)【知事表彰】

県内優良認定企業(事業所)の中から、キラリ★輝く取組を実践した事業所を表彰

企業名	取組内容	備考
(有)伊万里 スイミングクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・SAGATOCOウォーキングイベントを独自に実施 ・全社員に自社施設(スポーツジム等)を無料開放 ・食生活アドバイザー有資格者による食生活面談の実施 	がばい健康企業 宣言事業所
日本タングステン (株)基山工場	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に歩く機会を提供し、意識付けを行う ・ボーリング大会、トレインハイク等レクレーションを実施 ・自社内の食堂にて食事エネルギー量の掲示 	さが健康企業 宣言事業所
(有)ファイン セーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・SAGATOCOを活用し、従業員間で歩数を情報共有 ・喫煙者減少に向けての運動促進 ・朝礼時等に食事改善・運動・心の健康について意見交換 	がばい健康企業 宣言事業所
(株)新栄	<ul style="list-style-type: none"> ・歩数やスクワット数が一番の従業員に景品贈呈 ・事務所に体重計、青汁コーナーを設置 ・一人暮らしの従業員へ自炊の推奨、お手軽レシピの紹介 	がばい健康企業 宣言事業所

7

地域・職域連携の取組

5. 働き盛り世代への効果的な情報提供に関する検討会

働き盛り世代への効果的な方策を検討するための検討会を開催

委員

佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
佐賀労働局
全国健康保険協会佐賀支部

庁内関係課

国民健康保険課
産業人材課
農業経営課
男女参画・女性の活躍推進課
がん撲滅特別対策室

【日時】 令和8年1月21日(水曜日)10時~11時半

【場所】 佐賀県庁旧館3階 健康福祉部部内会議室

【総括】 県民に向けてSNS発信、チラシ広告等様々な形で情報発信しているが、反応は思わしくなく、県民へ有効な情報を届けることに苦心している。

今後も関係機関、庁内関係課で協力・情報共有を行うことで合意した。

8

2次医療圏単位（保健福祉事務所）における取組

6. 地域・職域連携推進協議会開催状況

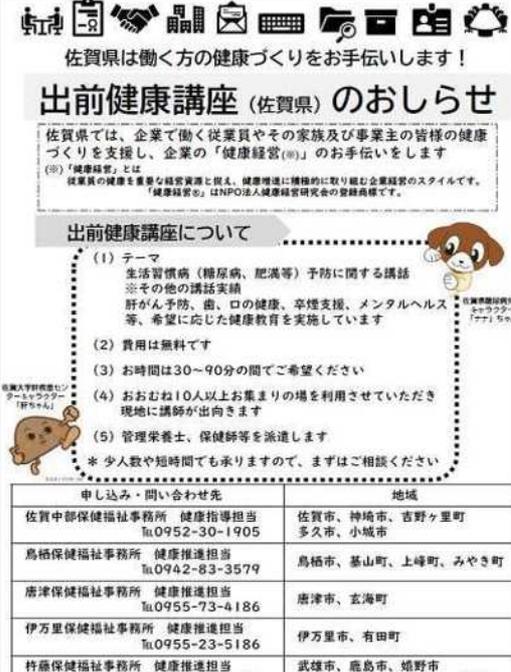
	令和6年度	令和7年度	備考
県（健康福祉政策課）	R7.2.6	R8.2.9	
佐賀中部保健福祉事務所	開催なし	未定	会議の代わりに、関係機関を訪問予定
鳥栖保健福祉事務所	R7.3.6	R7.8.4	R6 佐賀県健康プラン推進審議会の報告、鳥栖保健福祉事務所のこれまでの取組、「さが健康企業宣言2024」事業所の健康経営の取組事例発表、各市町の健康課題や取組について意見交換 R7 佐賀県の取組について、市町村国保と全国健康保険協会（協会けんぽ）が共同してすすめる健康づくりモデル事業実施について 協会けんぽ佐賀支部及び鳥栖市から事例発表 各市町の現状及び課題について意見交換を行った
唐津保健福祉事務所	R6.7.30	R7.7.23	R6は「働く人のメンタルヘルスについて」、R7はメンタルヘルスにかぎらず、生活習慣病について課題を共有し、関係者と意見交換を行った。
伊万里保健福祉事務所	WG (R6.7.25)	WG (R7.7.31)	職域・行政関係者に絞って、ワーキンググループを開催。職域側の現状把握や意見交換を行った。 (R7:健康経営・メンタルヘルス等について)
杵藤保健福祉事務所	開催なし	未定	実務者による情報交換を予定

9

2次医療圏単位（保健福祉事務所）における取組

7. 健康づくり出前講座の開催状況

	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
佐賀中部保健福祉事務所	6回	3回
鳥栖保健福祉事務所	3回	1回
唐津保健福祉事務所	3回	3回
伊万里保健福祉事務所	1回	3回
杵藤保健福祉事務所	3回	1回



佐賀県は働く方の健康づくりをお手伝いします！

出前健康講座（佐賀県）のおしらせ

佐賀県では、企業で働く従業員やその家族及び事業主の皆様の健康づくりを支援し、企業の「健康経営^(※)」のお手伝いをします

(※)「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルです。健康経営^(※)はNPO法人健康経営研究会の登録会員です。

出前健康講座について

- テーマ
生活習慣病（糖尿病、肥満等）予防に関する講話
※その他の講話実績
肝がん予防、歯、口の健康、卒婚支援、メンタルヘルス等、希望に応じた健康教育を実施しています
- 費用は無料です
- お時間は30～90分の間でご希望ください
- おおむね10人以上お集まりの場をさせていただき現地に講師が向きます
- 管理栄養士、保健師等を派遣します

* 少人数や短時間でも承りますので、まずはご相談ください

申し込み・問い合わせ先	地域
佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当 ☎0952-30-1905	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、多久市、小城市
鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0942-83-3579	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
唐津保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0955-73-4186	唐津市、玄海町
伊万里保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0955-23-5186	伊万里市、有田町
杵藤保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0954-22-2104	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町

10

企業への健康経営支援



8. 令和7年度企業への健康経営支援業務委託

【本委託の目的】

県民の元気で長生きを推進するためには、健康経営®に取り組む企業が増加することが必要である。

本事業で、県内企業等の経営者に健康経営に取り組む必要性の理解を広げ、企業における健康経営®の取組とそれぞれの企業がこの取組を自走できるよう支援することで、働き盛り世代の健康増進と県民の健康寿命の延伸を図る。

【対象】

- ・県内に事業所を有する企業
- ・特に小規模企業を主なターゲットとする

【業務内容】

- (1) 企業の経営者を対象とした健康経営®セミナーの開催
- (2) 企業における健康経営®の取組への支援

11

企業への健康経営支援

8. 令和7年度企業への健康経営支援業務委託

8-1【セミナーの実施】

『経営者向け』セミナー

⇒健康経営を実践している企業が登壇、事例を紹介する
全2回実施※2回目は3月に予定

『従業員向け』セミナー

⇒日常生活に生かせる健康に関する知識を紹介する
全3回実施



8-2【ウォーキングイベントの実施】

⇒企業・団体の健康経営を後押しする取組として実施



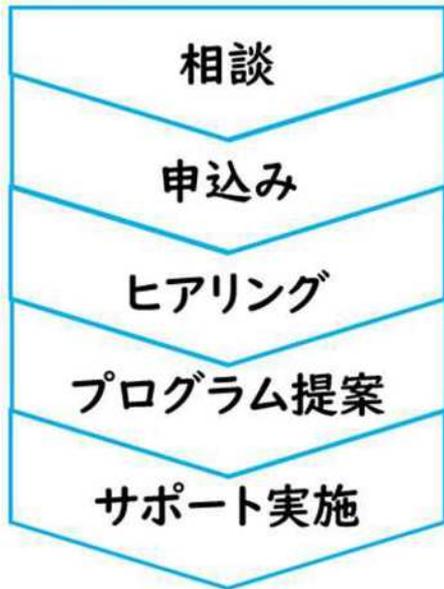
12

企業への健康経営支援

8. 令和7年度企業への健康経営支援業務委託

8-3【ハンズオン支援】

⇒健康経営®に悩む企業に対して、医療・健康の専門家が“オーダーメイド型の健康経営支援”を行う。



13

企業への健康経営支援

8. 令和7年度企業への健康経営支援業務委託

8-3【ハンズオン支援】



ハンズオン支援の説明に伺った企業数: 53社

うち、支援希望があり支援中の企業数: 12社



健康経営の課題が分かっていた企業: 6社

課題の発掘を行った企業: 6社

健康経営の課題

- ・従業員の食生活の乱れ
- ・高齢従業員の膝痛、腰痛
- ・健康経営についての理解促進
- ・メンタルヘルスの不調
- ・従業員の健康への興味関心の低さ 等

支援内容

- ・管理栄養士による講座、ベジミル測定、糖化度測定
- ・理学療法士による講座、運動メニューの作成
- ・健康企業宣言提出のサポート、取組相談
- ・保健師によるメンタルヘルス講座(予定)
- ・健康意識向上のためInBody等ミニ測定会の実施 等

自走可能などところまで支援

R8.1.29時点

14

資料3-2

佐賀県健康プラン推進審議会
令和8年2月9日（月）

佐賀県保険者協議会の取組

令和8年2月9日
佐賀県保険者協議会
副会長 山領 豊
(佐賀県市町村職員共済組合)

佐賀県保険者協議会の状況

佐賀県保険者協議会は、県内人口の約80%の被保険者が加入する30の医療保険者と、医療職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)及び佐賀県と国保連合会で組織している。

平成17年の設立以降、被保険者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有やそれに基づく取組の推進を図っている。

佐賀県保険者協議会設置運営規程抜粋

(目的)

第1条 佐賀県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、佐賀県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を行うとともに、佐賀県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての佐賀県への協力、佐賀県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての佐賀県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

保険者名	被保険者数 (R7.3末時点)人	佐賀県全体に占める割合(参考)
国保(20市町・3組合)	154,130	19.6%
健康保険組合	15,959	2.0%
全国健康保険協会	275,908	35.2%
地方職員共済	10,019	1.3%
公立学校共済	16,335	2.1%
警察共済	5,043	0.6%
市町村職員共済	24,168	3.1%
後期高齢者医療広域連合	136,007	17.3%
佐賀県の人口(推計) (R7.3時点784,924人)	637,569	81.2%

佐賀県保険者協議会の構成(令和8年1月現在)

会長 : 高取 忠(佐賀県国民健康保険課)

構成団体 : 35団体

委員会委員: 16名

構成: 健保連(1名)、協会けんぽ(3名)、市町国保(4名)、国保組合(1名)、
共済組合(1名)、後期高齢者医療(1名)、職能団体(医師会、歯科医師
会、薬剤師会から各1名)、佐賀県(1名)、国保連合会(1名)

◆協議会の開催(年3回開催)

※令和7年度は書面開催2回を追加し、
年5回開催予定

◆協議内容

- ・協議会の運営に関すること
- ・専門部会での検討内容の決定
- ・関係団体の計画(医療費適正化計画等)
進捗確認

など

●佐賀県保険者協議会専門部会を設置
企画調査部会及び保健活動部会は、次に掲
げる事項について検討協議を行っている。

(1) 企画調査部会

- ①医療費データ等に関する情報の収集
- ②各保険者間における医療費データ等の
共同分析
- ③その他目的達成に必要な事項

(2) 保健活動部会

- ①保健事業に関する情報収集
- ②各保険者間における保健事業の企画
及び共同実施
- ③その他目的達成に必要な事項

佐賀県保険者協議会の取組(データヘルス計画)

各保険者が策定しているデータヘルス計画の進捗状況を共有し、各保険者の課題や取組みを自保険者の活動の参考としている。【参考:令和6年度調査結果被用者保険抜粋】市町国保や国保組合、広域連合でも健診受診促進や重症化予防に取り組まれている。

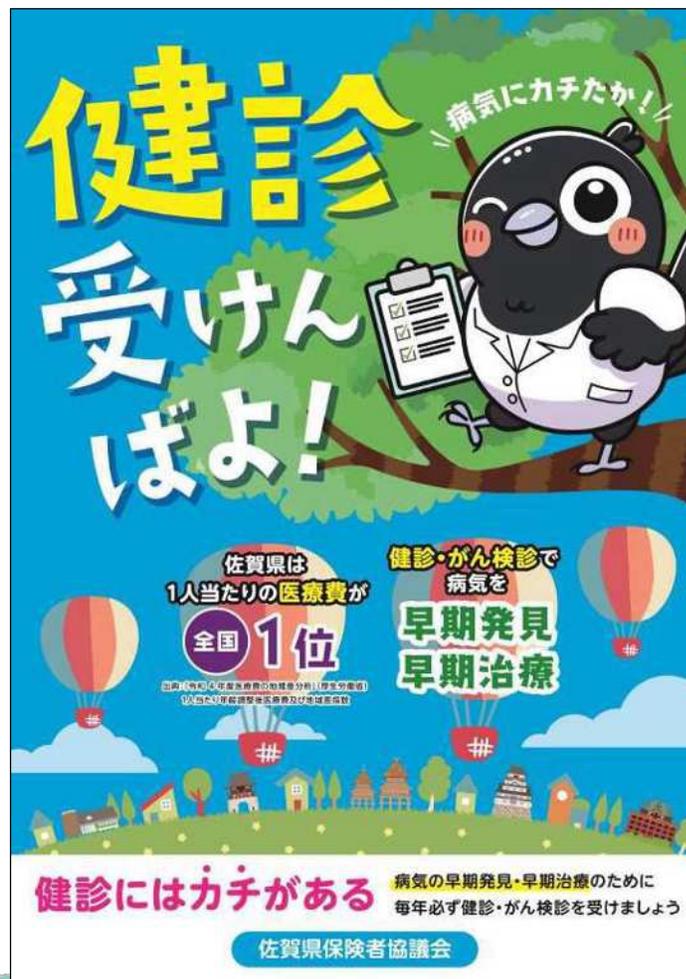
	佐賀銀行健康保険組合	全国健康保険協会佐賀支部	地方職員共済組合佐賀支部	公立学校共済組合佐賀支部	佐賀県市町村共済組合	警察共済組合佐賀県支部
① 状況	令和5年度の評価を実施。第3期計画の一部修正	令和5年度の評価を実施。	令和5年度の実績評価及び令和6年度の進捗確認を行った。	令和5年度の進捗確認を行った。	令和5年度の実績評価及び令和6年度の進捗確認を行った。第3期計画については策定済み。	令和5年度の評価を行い、令和6年度計画を見直した。
② 現状の課題	①特定保健指導利用者実施率の向上 ②生活習慣病重症化予防 ③一人当り医療費の増加	①被扶養者の特定健診受診率向上 ②特定保健指導実施率の向上 ③未治療者の医療機関受診率向上	①特定健診受診率の向上(特に被扶養者) ②被扶養者への特定健診受診勧奨 ③被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④特定保健指導実施率の向上 ⑤ジェネリック利用率向上 ⑥HbA1c及び血圧が基準値以上の者への受診勧奨	・特定健診・特定保健指導の実施率の向上(特に被扶養者) ・特定保健指導対象者からの脱却率の向上 ・内臓脂肪症候群該当者の固定化 ・生活習慣病等の情報提供・啓発及び重症化の予防	①特定健診受診率の向上(特に被扶養者) ②被扶養者への特定健診受診勧奨 ③特定保健指導実施率の向上(特に組合員) ④喫煙者に対する禁煙支援事業等の実施 ⑤組合員・被扶養者の運動習慣の定着	①糖尿病重症化予防 ②被扶養者の特定保健指導受診率の向上
③ 具体的な取組等の進捗の管理	①特定保健指導 ・モデル表裏の導入 ・遠隔面談(ICT活用)が可能な委託先の導入。 ・実施率向上に向け、勤務先所属長を含めた対象者への実施勧奨の介入強化。 ②生活習慣病重症化予防 ・一定の数値以上(血糖、血圧、脂質)の対象者を抽出し、遠隔面談(ICT活用)が可能な委託先を導入し重症化予防の保健指導を行った。 ③一人当り医療費の増加 ・人間ドックの受診結果より要精密、要医療者に対し早期受診勧奨(状)報告書(回答形式)を実施。*本年度は被保険者のみ ・受診未定」と回答した者には、事業所保健師と連携し直接指導を依頼し、疾病の早期発見、早期治療を促し、医療費の削減を目標としている。	・上位目標:人工透析の新規導入者割合の減少(対平成28年度) ・中位目標:代謝リスク保有者割合の減少(対平成27年度比) ・下位目標に対する取組状況 ①健診受診率向上: (被保険者)健診実施機関へのインセンティブ、健診実施機関による受診勧奨、健診実施機関の拡大、新規加入者受診勧奨 (被扶養者)支部主催の集団健診実施、無料受診できる健診機関の案内強化、オプション検査の充実、自治体がん検診との同日実施。 ②特定保健指導実施率向上: (被保険者)委託機関による初回面談実施率向上のための働きかけ、遠隔面談が実施可能な特定保健指導専門機関への外部委託。 (被扶養者)支部主催集団健診の際の当初初回面談(分割)の実施。 ③重症化予防: (未治療者)文書・電話による個人への受診勧奨および事業主協力依頼実施。 (糖尿病併存重症化予防)県のプロプログラムに沿った対象者抽出→参加勧奨および参加者への支援実施。 ④事業所コラボヘルス: ①~③が事業所全体での取り組みとして実施されるよう、専門職による訪問を行い、健康宣言事業所の質の向上を図る。	①②③ 被扶養者へ、6月に特定健診の案内と受診券を自宅に送付した。その後、未受診者に対し、11月に受診勧奨のハガキを送付した。また、各案内において、特定健診以外で健診を受けている場合はその結果を送付するよう依頼した。 ④組合員は、契約した事業者が所属する訪問して特定保健指導を行っている。契約した事業者がICTを活用し遠隔面談を行う特定保健指導を実施。被扶養者には、人間ドック・特定健診日時の特定保健指導も可能。 ⑤レセプト情報を基に、処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上安くなる組合員及び被扶養者に対して、差額通知を送付。 ⑥HbA1c及び血圧が基準値以上の者について、所属所へ対象者一覧を送付し、受診勧奨を依頼した。	特定健診受診率向上のため、引き続き未受診者には受診勧奨はがきを配付した。また健診結果に基づき、個別に(40歳以上)情報提供冊子を配付している。これらに加えて、さらなる認知度向上のため、HPや広報誌等様々なツールを活用している。 ・組合員の特定保健指導について、所属訪問型及びICTを活用した遠隔面談型の特定保健指導も選択できるようにしている。また、委託事業者2社と契約し、対象者が実施機関を選択できるようにしている。 ・健康ポイント付与事業を実施し、一日の合計歩数によるポイント付与や、各種健診受診等によるポイント付与を行い、組合員の健康意識向上に向けた取組を行っている。 ・県内の14の医療機関(人間ドックを実施しており、集合契約に参加している医療機関)で、特定健診の対象者が人間ドックの受診を希望した場合、人間ドックの価格から集合契約による特定健診委託料を差し引いた価格で受診できるようにした。	・市町所属所6か所を訪問して特定健診・特定保健指導の実施率向上のため、対象者への働きかけを依頼した。また、事業所訪問式の特定保健指導を行っている。また、所属所に対して導入を依頼し、令和6年度から4所増設された。 ・被扶養者に特定健診の案内と受診券を5月下旬に自宅に送付した。その後、10月に受診勧奨のハガキを送付し、1月に再度受診勧奨ハガキを送付した。 ・組合員・契約した事業者が所属する訪問して特定保健指導を行っている。契約した事業者が自宅を訪問または遠隔で行う特定保健指導を実施。 ・被扶養者・契約した事業者が自宅を訪問または遠隔で行う特定保健指導を導入している。 ・組合員及び被扶養者人間ドック当日の特定保健指導を実施している。 ・喫煙リスク、運動リスク改善に向けて、所属所と共同で取組む事業を検討中	①令和6年度の健康診断結果から、生活習慣の改善が必要な職員を対象に、糖尿病の正しい知識の習得及び糖尿病発症や重症化予防等を目的に「生活習慣病予防セミナー」を実施した。 講師による健康講話や「糖尿病予防につながるスロージョギングの実践」を取り入り、出席した組合員からは、自身の健康管理や糖尿病の進行予防に対する意識の向上が認められた。 また、健康診断結果で、血糖コントロール不良の組合員に対し、個別の健康指導を実施し、治療状況の確認、専門医への受診勧奨を実施している。 ②保健指導利用券とイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨リーフレットを同封している。 所属所の特別告知に「管理簿」を送付し、受診状況を把握させ、監査時に進捗状況確認のため「管理簿」の確認を実施し、更なる受診率の向上を目指し、被扶養者の健康増進等を図っている。
④ その他		佐賀支部全体の底上げを図るため、特に低迷している「唐津地区」を重点地区として定め、令和11年度までに健診受診率、保健指導実施率が佐賀支部の平均となるよう保健事業の推進を図る。				

佐賀県保険者協議会の取組(健診受診促進)

データヘルス計画の課題解決(特定健診受診率向上)に向けて、健診受診促進を目的に、ポスターを作成している。

なお、作成したポスターは医療保険者、県内全医療機関及び薬局へ配布し、被保険者等に対して関係者と連携した健診受診の啓発を行っている。

【参考】令和6年度ポスター併せてがん検診の受診も呼びかけている。



佐賀県保険者協議会の取組(健診受診促進)

データヘルス計画の課題に挙げられている被用者保険の被扶養者の特定健診受診率向上を目的として、「被用者保険被扶養者の健診受診機会の確保」のため、被扶養者が市町の実施する集団健診を受診できるよう市町に対して協力依頼を行い、当該集団健診日程等の情報提供を実施している。

令和7年度 佐賀県市町の集団健診日程表(被用者保険被扶養者用)(予定)		
予定が変わる場合がありますので、最新情報や詳しい内容は、市町の広報紙やホームページでご確認いただくか、予約・連絡先までお問い合わせください。		
健診会場	日程	予約・連絡先等
佐賀市【がん検診受診できます】		
佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター	月～金まで毎日実施 (祝日・年末年始・お盆を除く) 一部土曜・日曜 ・学生の日 ・乳児の日 等実施あり	【要予約】 (予約先)佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター ☎ 0952-37-3314 (予約時間) 8時30分～17時00分(土・日・祝日・年末年始を除く) ※詳細は市役所から3月に配布される「健康ガイドブック」または佐賀市ホームページをご確認ください。
産業派興会館(諸富町)	4月22日,23日 10月31日,11月4日,5日	
東与賀保健センター	4月24日,25日 8月27日,28日	
川副保健センター	5月8日,9日,12日 8月6日,7日,8日	【要予約】 (予約先)佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター ☎ 0952-37-3315 (予約時間) 8時30分～17時00分(土・日・祝日・年末年始を除く)
三瀬保健センター	5月14日,15日	
大和支所	6月11日,12日,13日 10月21日,22日,23日,24日	※がん検診について 詳細は市役所から3月に配布される「健康ガイドブック」または佐賀市ホームページをご確認ください。
久保田保健センター	7月23日,24日,25日,28日	
フォレスト富士	8月21日,22日 10月29日	
北部コミュニティセンター	8月20日	
唐津市【がん検診受診できます】		
唐津市保健センター(さんて)	5月12日,13日,25日,26日,27日 6月8日,9日,25日,26日,27日 7月6日,7日 8月31日 9月1日,2日,18日,20日 10月19日,21日 11月16日,17日,19日 12月11日,12日,14日 1月25日,26日 (女性のみの健診日) 6月10日,7月27日,9月19日, 10月20日,11月14日	【要予約】 (予約先) 唐津市松浦医師会医療センター ☎ 0955-75-5172 (予約時間) 平日8時30分～17時 (健診受付時間) 8時45分～10時30分 ※がん検診について 各種がん検診を同日程で実施します。 詳細は、唐津市保健センターからのお知らせ、唐津市ホームページをご確認ください。
七山公民館	5月19日,21日,22日,23日	
蔵木町保健センター	5月29日,30日,6月2日,3日	
相知町保健センター	6月13日,15日,16日,17日 8月26日,27日	
浜玉町保健センター	6月4日,5日,6日,7日 9月26日,28日,29日	
肥前町保健センター	6月22日,23日,24日 9月4日,5日	
北波多総合保健センター	7月9日,10日,11日,13日,14日	
呼子公民館	5月15日,16日 7月17日,18日	

集団健診のご案内

(被扶養者の方も近くの保健センターなどで特定健診が受けられます)

ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげるため、年に1回、特定健診を受けましょう。

検査内容 (基本的な検査) 聴診、身体計測、血圧測定、尿検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査、診察等 (詳細な検査) ※健診結果等に基づき医師の判断で実施される検査 貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査	健診費用(負担金) 佐賀県内で受診する場合の健診費用の自己負担額は <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
---	--

健診の受け方(市町の集団健診で検査を受ける場合)

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町、玄海町、有田町

裏面で日程を決めて(予約先に)予約する。

健診予約内容
 予約先の案内に従って申し込んでください。
 ①希望の受診日
 ②名前、生年月日など
 ③保険証の保険者名、保険証の記号番号
 ④受診券番号など

健診会場で健診を受ける(検査結果は概ね1か月以内に、郵便等でお知らせします。)
【健診当日持参するもの】 ◎保険証 ◎受診券 ◎負担金
 ◎マイナンバーカード(保険証又は資格確認書)
 ※当日忘れると受診できませんのでご注意ください!

- 場所、日時は、裏面をご覧ください。
- がん検診と一緒に受診できる市町もあります。
(裏面をご覧のうえ、検査内容・日時などは、お住まいの市町広報紙などでご確認ください。)
- 市町以外の医療機関などで受診される場合は、特定健診実施機関であるかどうかを直接確認してください。
- お住まいの市町以外では、集団健診を受診することはできません。**

裏面で日程を決める。

健診時間・詳細は各市町の市(町)報やホームページで確認できます。

【お問い合わせ】

佐賀県保険者協議会の取組

佐賀県糖尿病・人工透析予防対策研究事業

目的：糖尿病による人工透析導入患者を減少させる

■佐賀県医師会の提案と協力の下、事業を開始

■特定健診検査項目に**糖尿病および腎障害**の程度を判断できる検査項目を追加

- 問診 ○診療(理学的所見) ○尿検査(尿糖、尿蛋白)
- 身体計測(身長、体重、BMI) ○血圧測定
- 血液検査(脂質検査、肝機能検査、血糖又はHbA1c)
- 医師の判断で選択的に実施する項目
(心電図、貧血検査、眼底検査、血清クレアチニン)



- *平成20年度から「HbA1c」「血清クレアチニン」「血清尿酸」
- *平成21年度から「尿潜血」



- ハイリスクの対象者を抽出し、対象者が明確になった。
- 重症化予防の保健指導ができるようになった。
- 保険者ごとの健康状態を統計的に分析できるようになった。

佐賀県保険者協議会の取組

『佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム』の策定の取組

- データヘルス計画の情報共有や生活習慣病に係る医療費の状況を踏まえると、全ての構成団体が重症化予防における医療との連携を課題としていた。
- このような状況から、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県、佐賀県保険者協議会の4者連名で標記プログラムを策定(平成29年1月)

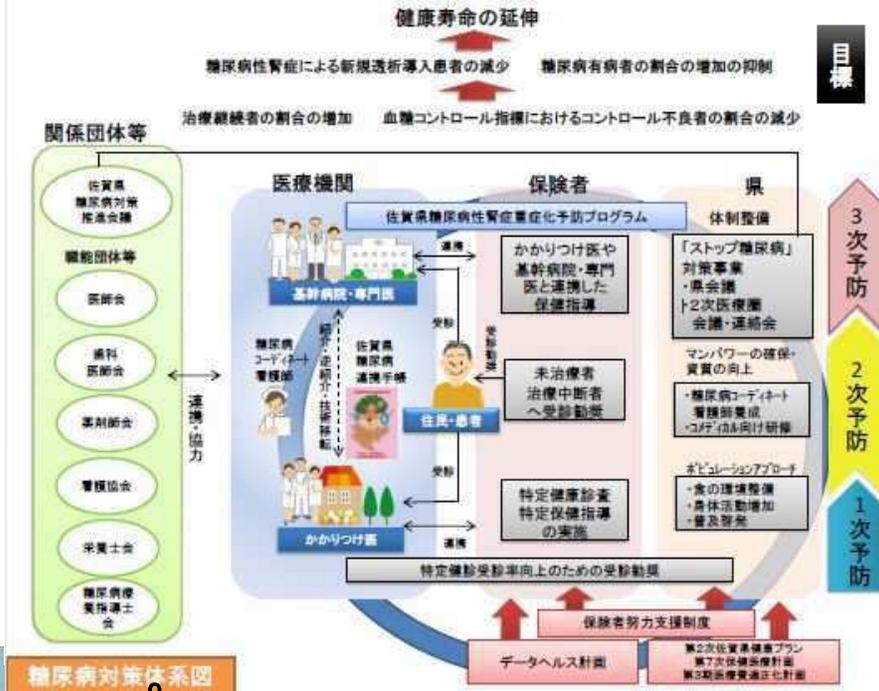
平成29年1月4日策定
平成30年2月9日改定
令和3年3月24日改定

佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム

佐賀県医師会
佐賀県糖尿病対策推進会議
佐賀県保険者協議会
佐賀県

1 目的
本プログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・治療中断者を適切な受診勧奨及び保健指導を行うことによって医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち、腎症が重症化するリスクの高い者に対して保険者が医療と連携した保健指導等を行い、人工透析への移行を防止することによって、県民の健康増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。
なお、本プログラムは、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県保険者協議会及び佐賀県の四者で策定し、保険者における対策の実施が容易となるよう基本的な考え方を示すものである。

2 取組に当たっての関係者の役割
(1) 保険者の役割
ア 保険者は、保健師・管理栄養士等の専門職や事務職の人材のほか、専門的知見や人材を有する外部委託事業者なども効率的に活用し、事業関係者が共通認識を持って取り組む体制を整え、円滑かつ継続的な事業実施に努める。
イ 保険者は、健診データやレセプトデータ等を用いて、被保険者の疾病構造や健康問題を分析し、地域の実情に応じた対策を立案する。
ウ 本プログラムにおいて保健指導等を行う対象者への支援内容の検討及び取組の実施に当たっては、地域の医療機関等と連携し、様々な観点から総合的に検討することが重要であり、必要な場合は、郡市医師会に連携体制構築のための協力を依頼するとともに、関係機関との情報共有に努める。
エ 実施した取組については、その結果の評価・分析を行い、PDCAサイクルに基づき次期の事業展開につなげる。
オ 効果的な保健指導等が維持できるような知識や技術の向上を図り、人材育成及び確保に努める。
カ 後期高齢者については、後期高齢者医療制度と市町国保の保健事業が一体的に実施されるように、後期高齢者医療広域連合は市町と調整を行うとともに、実施支援のための情報提供などを実施する。



- 保険者協議会は高確法で保険者と後期高齢者医療広域連合が共同で組織し、特定健診・保健指導の実施等に関する保険者間の連絡調整、保険者に対する必要な助言又は援助、医療費などに関する情報の調査及び分析の業務を行うことが規定されている。
- 医療費適正化計画において、保険者協議会は計画策定や変更、目標の達成状況などについて意見提出ができ、さらに医療費適正化計画の実施において県へ協力することとされている。
また、令和5年度に成立した全世代型社会保障法により、医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析に関する業務が規定され、保険者協議会の医療費適正化計画に対する関わりが強化された。
- 日本健康会議にて採択された「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」において保険者協議会が取り組む項目を達成できるよう取組を進めてきた。
宣言が終了する令和8年度以降も、引き続き関係者と協力して取組を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。

市町村国保と全国健康保険協会（協会けんぽ）が共同して進める
健康づくりモデル事業について

概要説明資料

2024年5月
国民健康保険中央会
全国健康保険協会

1.モデル事業の全体概要等

【実施目的】

- ・本モデル事業では、地域住民全体の健康の保持・増進を図る観点から、地域住民の健康づくりの一層の推進に向けた広報等のポピュレーションアプローチ(※1)に加えて、特定保健指導等のハイリスクアプローチ(※2)についても共同で実施している。
- ・将来的に医療保険制度の枠を超えて、地域保険(市町村国保)と被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)が連携した生活習慣病の発症予防や健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上が期待できる施策の全国的な推進を目指し、実施主体(以下参照)が相互に連携して、保健事業に関するモデル事業を実施するもの。

※1) ポピュレーションアプローチとは、集団の構成メンバー個々の健康リスクの状況に関わらず、集団全体に対して同一の取り組みを行うもの。健康増進を目的として行うウォーキング大会や、講演会などが該当。
※2) ハイリスクアプローチとは、健康リスクを持つ人をスクリーニングして、個別の健康指導や行動変容を促すもの。特定健診の結果に基づいて特定の個人に対して行う特定保健指導などが該当。cv

【実施主体】

- ・国民健康保険中央会(鳥取県及び佐賀県の国民健康保険団体連合会の協力を得ながら実施) **《本モデル事業の総合調整等を担当》**
- ・モデル市町(鳥取県東伯郡湯梨浜町・佐賀県鳥栖市) **《住民全体の健康度の向上に向けた取組に熱意のある2市町の賛同を得て展開》**
- ・全国健康保険協会(本部と鳥取支部・佐賀支部が連携して実施) **《約4,000万人の加入者から成る日本最大の被用者保険を運営》**

【モデル事業の内容】

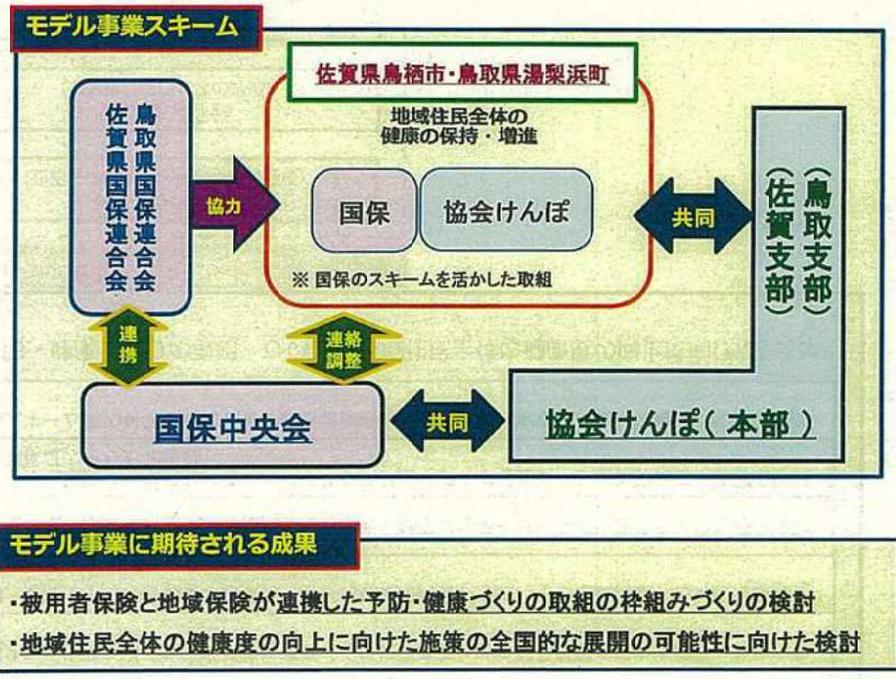
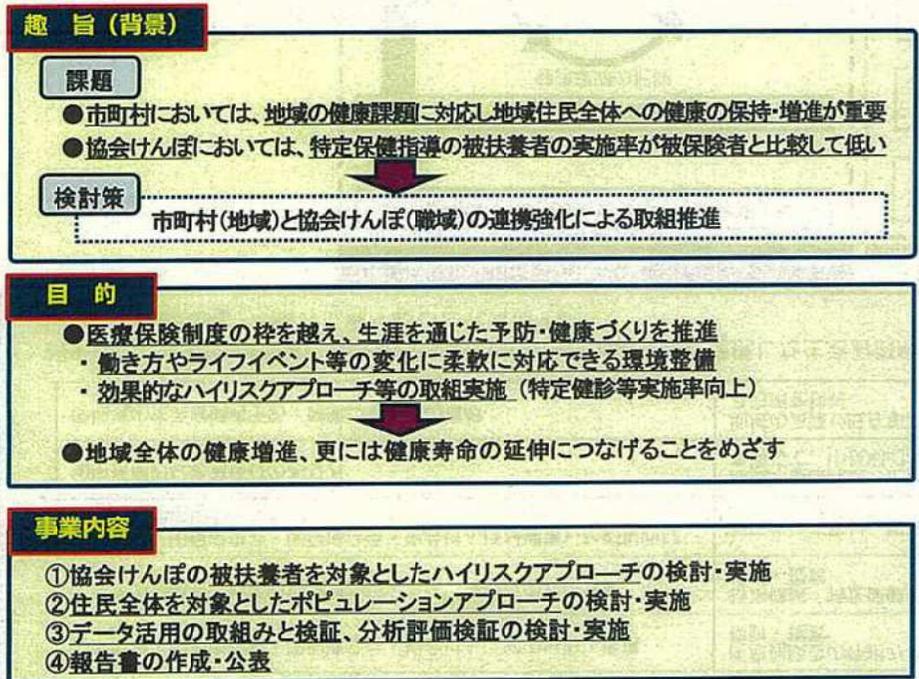
- ・モデル市町国保及び協会けんぽ加入者の健診結果データ等の集計値を活用し、モデル市町住民の健康度に関する分析と、分析により洗い出された健康課題の解決に向けたポピュレーションアプローチ(広報、セミナー等)の共同実施
- ・これまでモデル市町と協会けんぽ支部では、「特定健診とがん検診」の共同実施等を進めてきたところであるが、本モデル事業では、モデル市町住民の健診(検診)受診率の向上に向けた更なる取組を検討・実施するほか、協会けんぽ支部被扶養者を対象に、モデル市町の保健事業の実施体制・ノウハウ等を活用した「特定保健指導の利用勧奨」等も加えた保健事業の一連のプロセスの共同実施(令和6年2月より本格実施) **《全国初の取組》**(※3)

※3) 協会けんぽ支部とモデル市町間で業務委託契約を締結した上で、モデル市町に居住する協会けんぽ加入者(被扶養者)の健診結果等の情報を協会けんぽ支部がモデル市町に提供し、モデル市町では、当該健診結果等の情報を踏まえた特定保健指導の利用勧奨等を実施。なお、協会けんぽ加入者の特定保健指導の初回面談等は、一部の自治体で実施した実績はあるものの、本モデル事業で実施する「特定保健指導の利用勧奨」も含めた特定保健指導の一連のプロセスについて、自治体において実施した事例はない。

【実施期間】

令和5年度～令和6年度

＜モデル事業の趣旨、目的、事業スキーム、事業内容、期待される成果＞



＜モデル事業の事業手順、評価の視点＞

事業のねらい（実施要綱より）

○ 対象市町村、国保中央会及び協会けんぽが、対象国保連合会協力の下、共同で以下の成果を上げることを目指して実施する。

①市町村・国保中央会・国保連合会・協会けんぽ間の協力・連携	医療保険者の枠組みを超えた、生涯を通じた疾病予防や健康づくりに資するための関係者間の協力や連携のあり方を検討・提案
②事業の効果的・効率的な運営内容・方法、課題への対応策	特定健診・特定保健指導、重症化予防等の事業の効果的・効率的な運用内容や方法、その他諸課題への対応策等を検討・提案
③市町村・国保中央会・国保連合会・協会けんぽが連携した効果的なデータの活用のあるあり方	将来的に市町村、都道府県単位での医療費適正化を目指した効果的・効率的なデータの連携や活用のあり方等を検討
④中長期的な効果検証のあり方	地域の健康課題の把握から、地域及び職種における、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチ等の事業を通じて、中長期的な効果検証のあり方を検討
⑤地域の生活習慣病予防・健康づくりへの貢献	地域の資源や既存事業のスキーム等の有効活用による、生活習慣病等の発症予防、地域住民全体の健康づくりに資する方策を検討

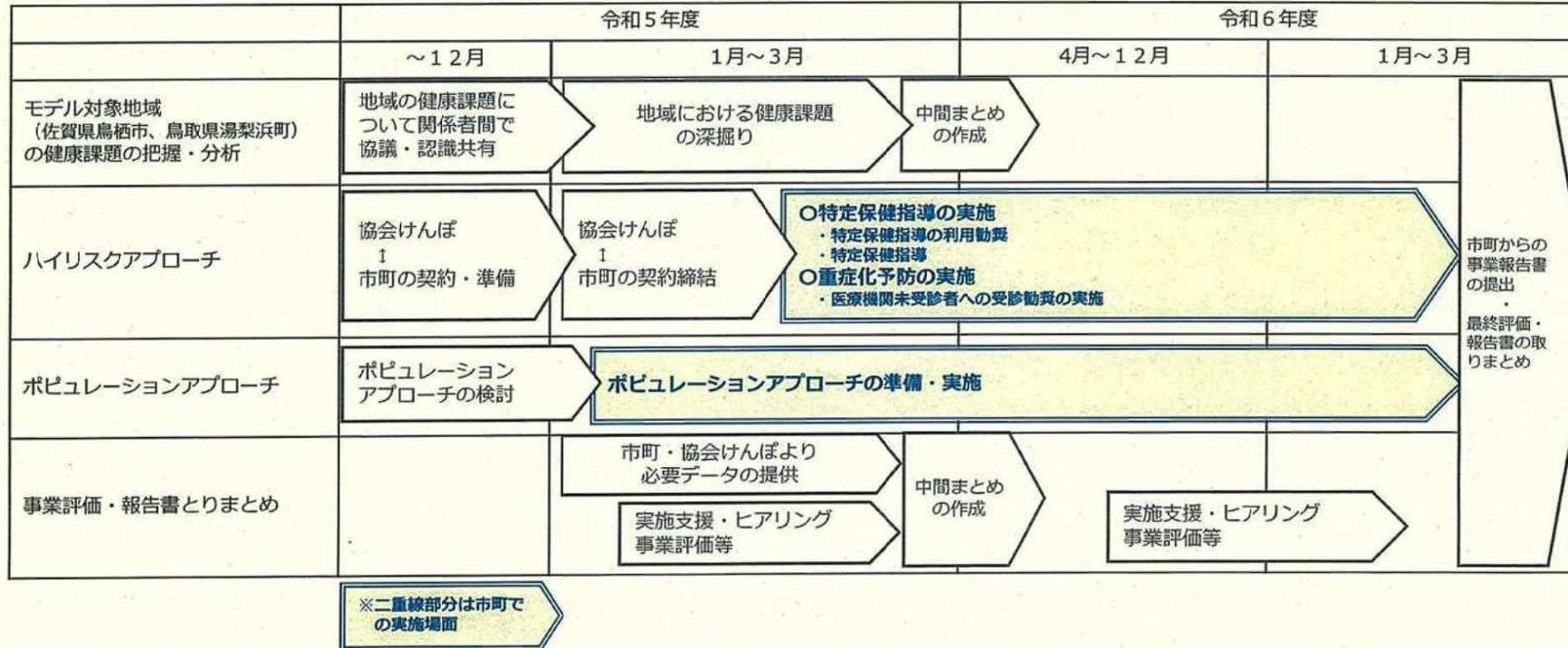
○ 将来的に、医療保険制度の枠を超えて被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の全国的な推進に向けた検討に資することを目指す。



2.モデル事業の経過、今後のスケジュール

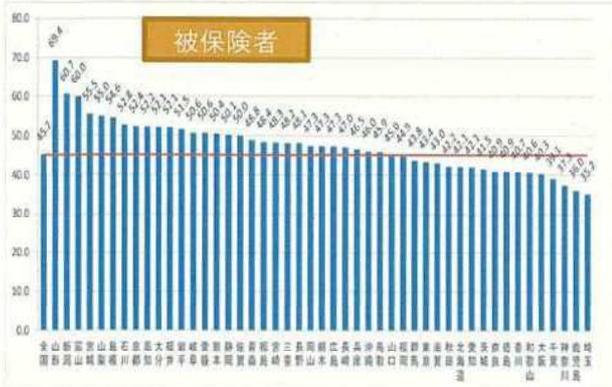
これまでの経過等は以下のとおり

- 令和5年5月 : 関係者が集まったのキックオフミーティングを実施、検討を開始
- 7月 : モデル事業実施要綱、交付金交付要綱の検討
- 10月~ : 地域の健康課題に向けたデータ収集、分析を実施
- 11月 : ハイリスクアプローチ（特定保健指導等）について、協会けんぽと市町との委託内容の協議
ポピュレーションアプローチについて、実施内容について検討、準備・実施へ
- 2月~ : 特定保健指導の利用助奨等のハイリスクアプローチ開始
- 3月 : 市町より事業報告を受けて、中間まとめを作成



協会けんぽ佐賀支部_被扶養者の健康情報

【図1-7】令和6年度 健診実施率（生活習慣病予防健診）（4～12月実施分）



【図1-13】令和6年度 健診実施率（特定健診）（4～12月実施分）



佐賀県20市町の被扶養者健診受診率



健診結果で「**血圧**」「**血糖**」「**脂質**」が以下の方はすぐに受診しましょう。

血圧	収縮期血圧 160mmHg以上
	拡張期血圧 100mmHg以上
血糖	空腹時血糖 126mg/dl以上
	HbA1c 6.5%以上
脂質	LDL (悪玉) コレステロール 180mg/dl以上

全国健康保険協会では「生活習慣病の予防（健康づくり事業）」を実施しています。

協会けんぽ 重慶支店

全国健康保険協会 佐賀支部

健診結果がすでに医療機関受診レベルであるにも関わらず健診月から10か月以内に病院を受診したのはわずか**29%**

職場の転倒予防説明会のご案内

～ 職場全体で転倒しにくい体づくりを目指しましょう～

高齢化社会の進展により、高年齢者の職場進出が加速していますが、高年齢労働者は、加齢による平衡性、敏捷性、視認性の低下により、転倒しやすく、わずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

これからの労働災害防止活動は、設備管理、作業管理だけでなく、働く皆様とくに高年齢者が転倒しにくい身体機能の維持向上が重要なカギとなります。

その一助として、今般、50歳以上の働く方々を主な対象として、「転倒予防説明会」を開催することといたしました。

皆様のご参加をお待ちしております。



☑ 令和7年11月に佐賀県内4カ所で開催します(裏面に日時場所)

☑ 参加費無料

☑ 主に50歳以上の労働者を対象とした内容ですが、事業主、安全衛生担当者や50歳未満の労働者など、どなたがご参加いただいても結構です。

☑ 受講希望多数の場合は、先着順とし、締切日前に受付を終了させていただきます。他の会場へのお申込みをご検討ください。

☑ 主な構成は「行政説明」(労働局約10分、佐賀県約10分、合計約20分)、「講義」(約60分)となっております。

☑ 裏面の「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」からお申込みください。(申込〆切日以降の空席状況は下記へお問い合わせください)

【お問い合わせ先】

佐賀労働局労働基準部健康安全課 電話 0952-32-7176

(Email) kenkouanzenka-sagakyoku@mhlw.go.jp 担当 貞木



【佐賀・鳥栖地区】（佐賀会場）

残りわ
ずか!

定員約80

令和7年 **11月11日**(火) 14:00~15:30

会場 / 佐賀市文化会館 イベントホール (佐賀市日の出1丁目21-10)

「[労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#)」
からお申し込みください。⇒<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5NA==/5e10252d37aa4014912892460c919483> [説明会番号] 141-001-0023 〆切11月6日(木)



【唐津地区】（唐津会場）

定員約70

令和7年 **11月5日**(水) 14:00~15:30

会場 / 唐津市文化体育館 会議室 (唐津市和多田大土井1-1)

「[労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#)」
からお申し込みください。⇒<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5Mw==/f31cb1ebab824386ad5a51f44b0a5f3f> [説明会番号] 141-002-0014 〆切10月31日(金)



【武雄・鹿島地区】（嬉野会場）

定員約60

令和7年 **11月27日**(木) 14:00~15:30

会場 / 嬉野市中央公民館 大集会室 (嬉野市塩田町馬場下甲1967)

「[労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#)」
からお申し込みください。⇒<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5Ng==/58b317bb10ec4c2abdf0f068aee6e7ea> [説明会番号] 141-003-0011 〆切11月21日(金)



【伊万里地区】（伊万里会場）

定員約60

令和7年 **11月25日**(火) 14:00~15:30

会場 / 伊万里市民センター 文化ギャラリー (伊万里市松島町391-1)

「[労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#)」
からお申し込みください。⇒<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5NQ==/85cfa9422c15440086a31765c233901a> [説明会番号] 141-004-0006 〆切11月20日(木)



健康診断有所見率の改善に向けて

佐賀労働局健康安全課

労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

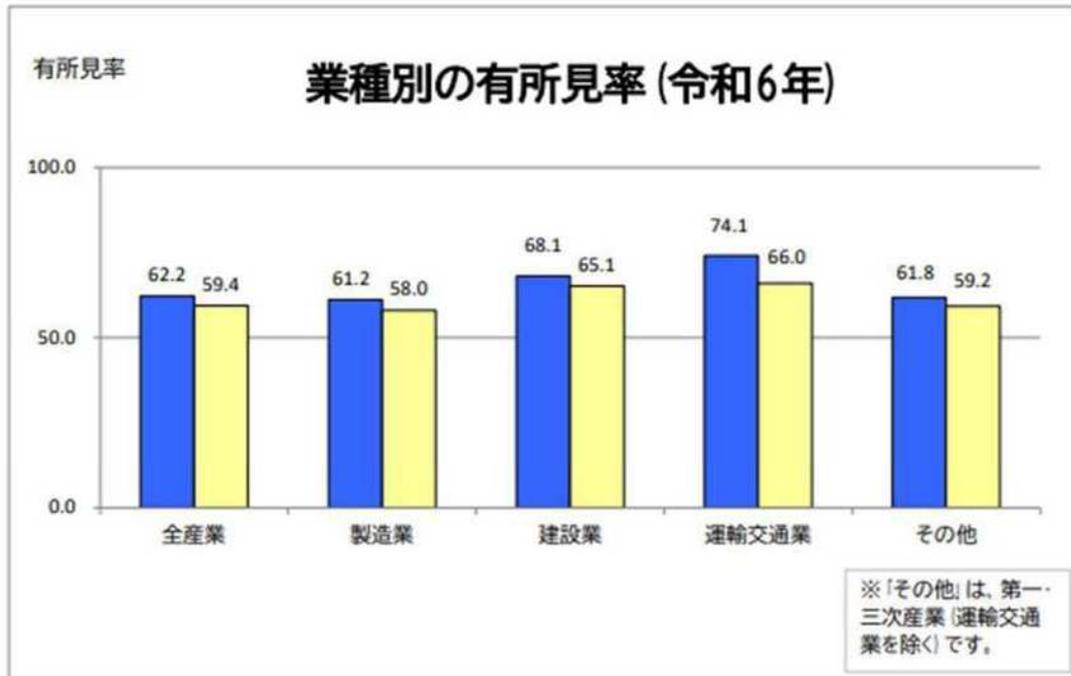
一般定期健康診断有所見率

一般定期健康診断有所見率の推移

定期健康診断有所見率(人数)の推移 (過去10年)



一般定期健康診断有所見率の推移



健康管理体制の整備

有所見者の的確な把握

- 健診機関によって診断区分や判定基準が異なる場合があるため、判定基準を統一化したり、健康管理システムを活用したりして、有所見者を正確に把握することが大切です。
- 医師による「異常なし」以外の「要精密検査」「要治療」などが「有所見」に該当します。

二次検査の受診勧奨

- 有所見者には、二次検査や精密検査の受診を勧奨しましょう。

4

健診結果に基づく事後措置

事業者には、健康診断の結果、所見があると診断された労働者に対して、医師の意見を聞き、適切な措置を講じる必要があります。

保健指導の実施

- 有所見者に対して、食生活の改善や運動、メンタルヘルスに関する保健指導を継続的かつ計画的に実施することが重要です。

就業上の措置

- 必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換、所定労働時間の短縮、時間外労働の制限など、業務負担を軽減する措置を講じましょう。

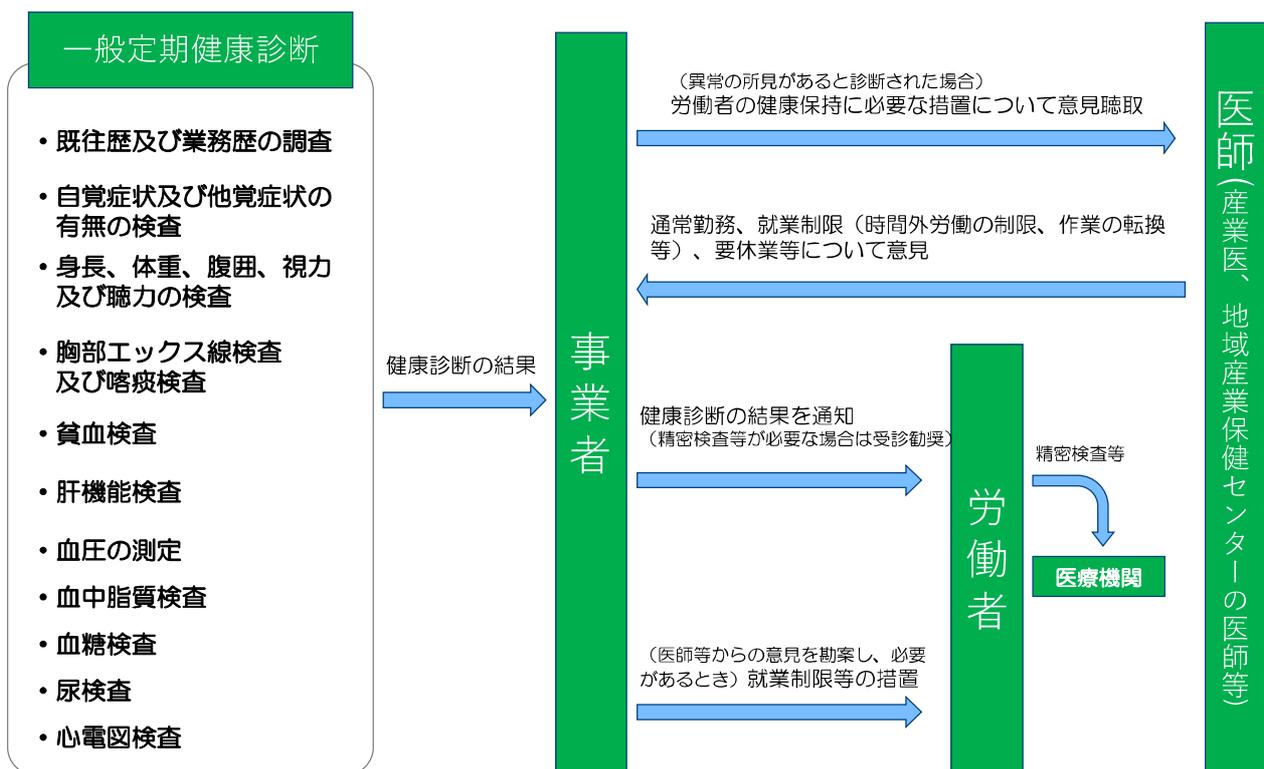
5

労働者自身が取り組むべきこと

有所見率の改善には、事業者側の取り組みだけでなく、労働者自身も自覚を持って日常生活を送ることが不可欠です。健康診断結果に基づいた保健指導や健康教育を活用し、栄養改善や運動など、健康保持増進に努めましょう。

6

(参考) 一般定期健康診断のしくみ



働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携に関する協定

Press Release

佐賀新聞に掲載

佐賀労働局
 全国健康保険協会佐賀支部 発表
 令和7年3月17日



協定締結式 令和7年3月25日（火）

場所 全国健康保険協会佐賀支部

連携及び協力事項

- 健康診断の受診率向上
- 事業所から全国健康保険協会佐賀支部への健康診断データの提供の促進の養成
- 運動習慣の改善
- 受動喫煙対策
- 健康診断データ等の分析による課題の抽出及び結果の共有 など

スマート・ライフ・プロジェクト

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞



10

スマート・ライフ・プロジェクトの取組

「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。



11

スマート・ライフ・プロジェクトとは

健康寿命をのばそう
SMART LIFE PROJECT

SLPとは

TOP>SLPとは>スマート・ライフ・プロジェクトについて

健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT

スマート・ライフ・プロジェクトとは、「健康寿命をのばそう」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に楽しみながら健康な毎日を送ることを目標にした国民運動。プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力しながら、運動、食生活、禁煙、睡眠、健診・検診の受診、女性の健康について、具体的なアクションの呼びかけを行い、国民自らが誘い合い、健康の輪を広げていくことで更なる健康寿命の延伸を推進しています。

CLICK /
登録はこちら



12

健康の輪を広げて健康診断有所見率の改善へ



13

健康増進担当者向けツール

日本全国の地方自治体や企業・団体などで、健康づくりの取り組みを検討・実施されている方々に向けて、健康づくりのポイントや参考となる事例をそれぞれの内容にあわせたツールでご紹介しています。今後も新規ツールの追加や、指針・ガイドライン等の改訂に伴う内容の更新を予定しています。

これから検討を始める方、既に実施している施策をより効率的にしたい方など、健康づくりを実施される方に、すぐにご活用いただける情報をお届けします。

2025年3月31日まで「e-健康づくりネット」としてご提示していたサイトは、こちらで引き継いでいます。



[健康課題別ツールのご紹介](#)



[学習教材](#)



健康課題別ツールのご紹介

健康づくり施策の実施段階でご活用いただけるパンフレットやパンフレットの解説書、記録シートなどをご用意しました。
指針・ガイドライン等の改訂時には適宜内容の更新を行います。また、新規ツールも追加予定です。
ぜひダウンロードしてご活用ください。



身体活動の促進



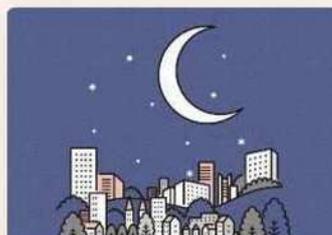
肥満予防（男性編）



アルコール（女性編）



アルコール（男性編）



睡眠



女性の健診・検診

身体活動の促進

令和6年度からの特定健診・特定保健指導のアウトカム評価に対応した解説書付きの健康づくり支援ツール

令和6年度以降、特定保健指導に導入されるアウトカム評価の主要達成目標である「腹囲2cmかつ体重2kg以上減」や、その過程である「腹囲1cmかつ体重1kg減」を目指し、身体活動の改善を無理なく導入できるよう、解説書に力を入れています。

身体活動量アップで健康維持！私のアクティブプラン

最終更新日：2025年6月

16

ご清聴ありがとうございました。

とき

令和7年12月18日(木)

午後1時30分から午後4時まで

ところ

佐賀県立生涯学習センター **アバンセ**

対象者

佐賀市天神3-2-11

職域・地域でのメンタルヘルス関係者、一般県民の方々

心の健康づくり

フォーラム

—— テーマ ——
こころの元気が未来をつくる

特別講演

「食べることは生きること」

講師

やすたけ しんご
安武 信吾 氏



〈プロフィール〉1963年生まれ。福岡県宮若市出身。福岡市在住。新聞記者、書籍編集者などを経て、現在は「食」「いのち」をテーマにドキュメンタリー映画を製作。「弁当の日『めんどくさい』は幸せへの近道」で初監督、「いただきます みそをつくるこどもたち」ではプロデューサーを務めた。著書は、がん闘病中の妻と幼い娘との暮らしを綴ったノンフィクション「はなちゃんのみそ汁」(文藝春秋)など。

実技と講演

「心の健康につながる『コンディショニング』という概念について」

講師

健康運動指導士
秋永 尚宏 氏



〈プロフィール〉佐賀県小城市出身。鹿屋体育大学卒業後、東京YMCAにて健康運動人生スタート。5年後佐賀市リユーススポーツプラザへ。10年間の活動を経て、2014年10月地元小城市にパーソナルトレーニングスタジオ「Studio Life」を起業し現在に至る。佐賀県産業保健総合支援センターの産業保健相談員として、「腰痛予防」「転倒予防」「けがをしない身体づくり」等の講師活動も展開中。運動を教えるだけでなく、包括的な視点から健康になる方法、身体をより良く変える方法を提供し、人を元気にする取り組みを行っている。また、週末には、トレイルラン、マラソン、キャンプ、登山などの趣味も楽しんでいる。

定員
300
名

入場
無料

心の健康づくりフォーラム

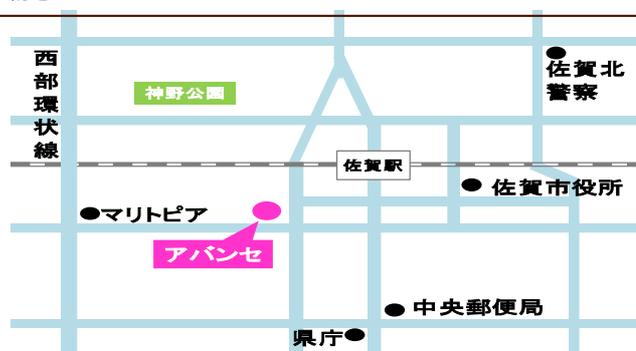
テーマ **こころの元気が未来をつくる**

現代社会では、家庭、地域、職場それぞれにおけるメンタルヘルスの課題が深刻化しています。家庭では親子関係の変化や育児・介護の負担、孤立による心理的ストレスが増加し、地域では、人とのつながりの希薄化や孤独感が問題視されています。また職場においても、労働や人間関係のストレスによる心の健康を損なうケースが少なくない状況です。

本フォーラムでは「こころの元気が未来をつくる」をテーマに、広く県民や働く人々の心の健康を守るため、より良い未来を創造するための知識と実技を入れた内容とすることで、参加者それぞれがメンタルヘルスの重要性を理解し、自分自身の心と向きあえる一助となるべく実施します。

会場アクセス

佐賀県立生涯学習センター
「アバンセ」1階ホール
佐賀市天神3丁目2-11



※参加はQRコードによる事前申込みをお願いします。事前申込みのない方は、当日入場できません。下記のフォームで3名まで申込みができます。

当日の流れ

13:00～受付
13:30～開会、挨拶
13:35～秋永先生の講演
14:15～安武先生の講演
15:45～閉会、挨拶

後援／朝日新聞社、佐賀新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、NHK佐賀放送局、サガテレビ、ぶんぶんテレビ、NBCラジオ、エフエム佐賀

◆申込方法

右のQRコードによりお申し込みください。



※定員(300名)になり次第締切ります。

◆申込締切日 令和7年12月5日(金)

◆問合せ先

○佐賀県精神保健福祉協会

電話 0952-73-5060

○佐賀産業保健総合支援センター

電話 0952-41-1888

主催 厚生労働省佐賀労働局／佐賀県／佐賀県精神保健福祉協会
／(独)労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター／
(一社)佐賀県労働基準協会／全国健康保険協会佐賀支部